

## 資料 1

# 教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて <島根県教育委員会の総合対策>の改正について

## 1 改正の概要

文科省からの通知（「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底」令和7年7月1日付け7文科初第904号）により対応の見直しを実施

### (1) 教職員個人による児童生徒への連絡等について見直し

- ① 原則として教職員個人が児童生徒個人の携帯電話番号、メールアドレス（教育委員会が付与しているものを除く）及びSNSアカウントを取得しないこと。
- ② 部活動指導等に関して、継続的に児童生徒と教職員個人が連絡等を行う必要がある場合は、Google クラスルーム又はGoogle チャットを利用すること。

### (2) 盗撮防止にあたっての留意事項の徹底

- ① 教職員等個人が所有する機器等を用いて児童生徒等を撮影しないこと。
- ② 学校所有等のカメラ等で撮影する場合であっても、児童生徒の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出さないこと。



## 教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて＜島根県教育委員会の総合対策＞（令和7年〇月改訂）新旧対照表

改 訂 後	現 行
<p><b>第1 未然防止</b></p> <p><b>1 教職員等に対する啓発</b></p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 県教育委員会による研修（県立学校、市町村立学校）</p> <p>○ 児童生徒性暴力等に関する知識を養う研修の充実</p> <p>県教育委員会が主催する以下の各種研修において、職務段階や経験年数に応じた研修を実施していく。①～④のそれぞれの研修では、各教職員に児童生徒性暴力等の未然防止について当事者意識を持たせるため、児童生徒性暴力等の現状や被害者等に与える影響を学んだ上で、事例演習を実施する。</p> <p>①～④の研修の内容は、随時、更新・充実させる。</p> <p>① 管理職等に対する研修</p> <p>(管理職研修、学校経営実践研修、学校運営実践研修、教頭採用昇任予定対象実務<u>者</u>研修)</p> <p>② 経験年数に応じた研修</p> <p>(初任者研修、6年目研修、中堅教諭等資質向上研修)</p> <p>③ 学校事務職員研修</p> <p>④ 新任講師等研修</p> <p>(2)～(4)</p> <p>〔略〕</p> <p>P6欄外</p> <p><sup>2</sup>直近の例として、「夏季休業中における教職員の服務、学校の施設管理、生徒指導等について」（令和7年7月16日付け島教総第333号）</p> <p><b>2 児童生徒等に対する啓発</b></p> <p>〔略〕</p>	<p><b>第1 未然防止</b></p> <p><b>1 教職員等に対する啓発</b></p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 県教育委員会による研修（県立学校、市町村立学校）</p> <p>○ 児童生徒性暴力等に関する知識を養う研修の充実</p> <p>県教育委員会が主催する以下の各種研修において、職務段階や経験年数に応じた研修を実施していく。①～④のそれぞれの研修では、各教職員に児童生徒性暴力等の未然防止について当事者意識を持たせるため、児童生徒性暴力等の現状や被害者等に与える影響を学んだ上で、事例演習を実施する。</p> <p>①～④の研修の内容は、随時、更新・充実させる。</p> <p>① 管理職等に対する研修</p> <p>(管理職研修、学校経営実践研修、学校運営実践研修、教頭採用昇任予定対象実務<u>者</u>研修)</p> <p>② 経験年数に応じた研修</p> <p>(初任者研修、6年目研修、中堅教諭等資質向上研修)</p> <p>③ 学校事務職員研修</p> <p>④ 新任講師等研修</p> <p>(2)～(4)</p> <p>〔略〕</p> <p>P6欄外</p> <p><sup>2</sup>直近の例として、「夏季休業中における教職員の服務、学校の施設管理、生徒指導等について」（令和5年7月7日付け島教総第287号）</p> <p><b>2 児童生徒等に対する啓発</b></p> <p>〔略〕</p>

改 訂 後	現 行
<p><b>3 校内体制・環境の整備</b></p> <p>(1) 校内体制の確認 〔略〕</p> <p>(2) SNS等の取扱い・電子機器の管理<sup>3</sup></p> <p>○ SNS等による不適切なやり取り等の禁止 SNS等による教職員等から児童生徒等への私的連絡の禁止。</p> <hr/> <p><u>所定の手段に依らず</u>又は私的な内容のSNS等によるやり取り等の行為は、それ自体が懲戒処分の対象となることについて周知し、また、こうした行為が行われていないか、管理職が確認をする_____。</p> <hr/> <p>○ 教職員等個人が所有する機器等を用いた児童生徒等の撮影禁止 教職員が個人で所有するスマートフォン等の機器等を用いて児童生徒等を撮影しないこと。 学校行事や児童生徒の教育活動等の記録のための撮影は、学校所有等のカメラ等を用いることとし、学校所有等のカメラ等で撮影する場合でもあっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出さないこと。</p> <p>P8欄外</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><sup>3</sup>「児童生徒性暴力等の防止等に係る対応について（通知）」（令和7年9月3日付け島教企第597号）</p>	<p><b>3 校内体制・環境の整備</b></p> <p>(1) 校内体制の確認 〔略〕</p> <p>(2) SNS等の取扱い・電子機器の管理</p> <p>○ SNS等による不適切なやり取り等の禁止 SNS等による教職員等から児童生徒等への私的連絡の禁止、<u>部活動指導等に関してやむを得ず継続的に児童生徒等とSNS等により連絡する必要がある場合の事前承認等について徹底する<sup>4</sup></u>。 <u>事前承認等を得ない</u>又は私的な内容のSNS等によるやり取り等の行為は、それ自体が懲戒処分の対象となることについて周知し、また、こうした行為が行われていないか、管理職が確認をする<u>よう促す</u>。 <u>教職員等個人が所有するスマートフォン等の電子機器の職場内における取扱いについても引き続き、管理職による確認<sup>5</sup>を促す。</u></p> <p>○ 〔新規〕</p> <p>P8欄外</p> <hr/> <p><sup>4</sup>「教職員による児童生徒への連絡等に係る適切な対応について（通知）」（平成27年11月27日付け島教企第694号）</p> <p><sup>5</sup>「教職員の服務規律の確保について（通知）」（令和4年9月1日付け島教企第645号）</p>

改 訂 後	現 行
<p><b>(3) 密室状態の回避の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 密室での一対一の禁止           <p>児童生徒等と密室で一対一になる指導は基本的には避けること。一対一が避けがたい場合は、扉を開けておくことや、外から室内が見える部屋で行うなど、完全な密室にならない対応をとること。また、寄宿舎においても同様の対応を取ること。</p> <p>業務上、管理職の許可がある場合や緊急時やむを得ない場合を除き、児童生徒等を教職員等の自家用自動車等に同乗させないこと等について徹底を図る。</p> </li> </ul> <p><b>(4) 校外活動時における対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ルールの徹底           <p>校外活動時においては、児童生徒等へ連絡が必要となる場合や、密室になりうる状況が発生する可能性が通常時よりも高くなる。学校行事や部活動等のため、教職員等と児童生徒等が宿泊を伴う研修や遠征等に参加する場合において、教職員等が宿泊先の自室に児童生徒等を招き入れたり、児童生徒等の自室を訪ねたりすることは絶対に行わないことや、緊急時等やむを得ない場合を除いて、教職員等と児童生徒等が密室で一対一となることは避けること、児童生徒等へ連絡が必要な場合であっても、<u>所定の手段に依らない</u> やり取り等を行わないこと ((2)再掲) についてルールの徹底を図る。</p> </li> </ul> <p><b>(5) 施設管理</b> 〔略〕</p> <p><b>(6) 管理職等に相談しやすい職場づくり</b> 〔略〕</p>	<p><b>(3) 密室状態の回避</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 密室での一対一の禁止           <p>児童生徒等と密室で一対一になる指導は基本的には避けること。一対一が避けがたい場合は、扉を開けておくことや、外から室内が見える部屋で行うなど、完全な密室にならない対応をとること。また、寄宿舎においても同様の対応を取ること。</p> <p>業務上、管理職の許可がある場合や緊急時やむを得ない場合を除き、児童生徒等を教職員等の自家用自動車等に同乗させないこと等について徹底を図る。</p> </li> </ul> <p><b>(4) 校外活動時における対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ルールの徹底           <p>校外活動時においては、児童生徒等へ連絡が必要となる場合や、密室になりうる状況が発生する可能性が通常時よりも高くなる。学校行事や部活動等のため、教職員等と児童生徒等が宿泊を伴う研修や遠征等に参加する場合において、教職員等が宿泊先の自室に児童生徒等を招き入れたり、児童生徒等の自室を訪ねたりすることは絶対に行わないことや、緊急時等やむを得ない場合を除いて、教職員等と児童生徒等が密室で一対一となることは避けること、児童生徒等へ連絡が必要な場合であっても、<u>SNS等による不適切な</u> やり取り等を行わないこと ((2)再掲) についてルールの徹底を図る。</p> </li> </ul> <p><b>(5) 施設管理</b> 〔略〕</p> <p><b>(6) 管理職等に相談しやすい職場づくり</b> 〔略〕</p>
<p><b>4 新規採用・任用に当たっての対応</b> 〔略〕</p>	<p><b>4 新規採用・任用に当たっての対応</b> 〔略〕</p>

改 訂 後	現 行
<b>第2 早期発見</b> 〔略〕	<b>第2 早期発見</b> 〔略〕
<b>第3 早期対処</b> 児童生徒等からの相談等により、教職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害児童生徒等の負担に十分配慮しつつ、関係機関（学校、県教育委員会、所轄警察署等）との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害児童生徒等やその保護者に対して必要な保護・支援を行う。 <p>○ 事案発生時の対応フローの活用  事案が発生した場合の対応に必要な事項や報告等について「学校危機管理の手引」を活用する。（P20【参考】「学校危機管理の手引（抜粋）」第2部事項別危機管理の要点 第4章教職員 2性暴力（令和7年〇月改訂））  事案が発生した場合の対応の流れを把握し迅速に対応できるよう、教職員等に周知する。</p> <p>1～6  〔略〕</p>	<b>第3 早期対処</b> 児童生徒等からの相談等により、教職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害児童生徒等の負担に十分配慮しつつ、関係機関（学校、県教育委員会、所轄警察署等）との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害児童生徒等やその保護者に対して必要な保護・支援を行う。 <p>○ 事案発生時の対応フローの活用  事案が発生した場合の対応に必要な事項や報告等について「学校危機管理の手引」を活用する。（P20【参考】「学校危機管理の手引（抜粋）」第2部事項別危機管理の要点 第4章教職員 2性暴力（令和5年10月改訂））  事案が発生した場合の対応の流れを把握し迅速に対応できるよう、教職員等に周知する。</p> <p>1～6  〔略〕</p>
<b>第4 厳正な処分</b> 〔略〕 <p><b>【参考】</b>  ・「学校危機管理の手引き」（抜粋）  <u>（令和7年〇月〇日付け島学教第 号通知）</u></p> <p>・「教職員の懲戒処分及び公表の指針」（抜粋）  （令和5年10月24日付け島教企第782号通知）</p>	<b>第4 厳正な処分</b> 〔略〕 <p><b>【参考】</b>  ・「学校危機管理の手引き」（抜粋）  <u>（令和5年10月25日付け島教指第806号通知）</u></p> <p>・「教職員の懲戒処分及び公表の指針」（抜粋）  （令和5年10月24日付け島教企第782号通知）</p>



写

島教企第597号  
令和7年9月3日

各県立学校長様

島根県教育委員会教育長

児童生徒性暴力等の防止等に係る対応について（通知）

教職員による児童生徒性暴力等を防止するため、下記のとおり対応することとしましたので、所属の教職員に周知するとともに、教職員による児童生徒性暴力等の根絶に向けて、適切な対応をお願いします。これに伴い、「教職員による児童生徒への連絡等に係る適切な対応について（通知）」（平成27年11月27日付島教企第694号）は廃止します。

なお、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）、同法に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定。令和5年7月13日改訂）及び「教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて＜島根県教育委員会の総合対策＞」（令和5年12月策定）を再度ご確認いただきますとともに、所属の教職員に改めて周知いただきますようお願いします。

記

1 教職員個人による児童生徒への連絡等については、次の事項に留意すること。

- (1) 教職員による、児童生徒への私的連絡は、絶対に行わないこと。
- (2) 原則として教職員個人が児童生徒個人の携帯電話番号、メールアドレス（教育委員会が付与しているものを除く。）及びSNSアカウント等を取得しないこと。
- (3) 次の（4）（5）の場合を除き、電話、SNS（LINE等）及び電子メール等による児童生徒への連絡は行わないこと。
- (4) 職務上、児童生徒の帰宅後等に個別に連絡を行う必要がある場合は、保護者等が指定した連絡先へ連絡すること。
- (5) 部活動指導等に関して、継続的に児童生徒と教職員個人が連絡等を行う必要がある場合は、以下のように対応すること。

ア Google クラスルーム又はGoogle チャットを利用すること。利用に際しては、別紙1「教職員個人による児童生徒への連絡等に係るアプリケーションの利用について」を確認すること。

イ 現時点で、児童生徒の携帯電話番号やSNSアカウント等を取得している場合は、携帯電話番号やSNSアカウント等を速やかに削除し、本通知で定める対応に変更すること。

- (6) 本通知に基づく学校の対応について、別紙2を参考に文書等によって保護者等に周知すること。

2 児童生徒を指導する場面等において、次の事項に留意すること。

- (1) 児童生徒に対する教科指導、生徒指導及び進路指導等においても、密室で一对一になる指導は基本的には避けること。一对一の状況が避けがたい場合は、扉を開けておく、外から室内が見える部屋で行うなど、完全な密室にならない対応をとること。
- (2) 児童生徒を指導する際、児童生徒の身体に触れる等、セクシュアル・ハラスメントにつながる可能性のある言動は絶対に行わないこと。
- (3) 児童生徒に対して、時間や場所を問わず、私的に連絡を取る、会うなど、保護者、県民等の疑惑を招く行動は絶対にとらないこと。
- (4) 業務上、管理職の許可がある場合を除き、児童生徒を教職員の自家用自動車等に同乗させないこと。
- (5) 教職員は児童生徒を守り育てる立場にあることを認識の上、児童生徒の尊厳を守り、誠実かつ公正な職務の遂行に努めること。

3 盗撮防止にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 教職員が個人で所有するスマートフォン等の機器等を用いて児童生徒を撮影しないこと。
- (2) 学校行事や児童生徒の教育活動等の記録のための撮影は、学校所有等のカメラ等を用いることとし、教職員が個人で所有するスマートフォン等の機器等を用いての校地内の撮影は極力避けること。
- (3) 学校所有等のカメラ等で撮影する場合であっても児童生徒の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出さないこと。
- (4) 教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できない環境にすること。

4 部活動地域指導者等、教職員以外で児童生徒と関わりを持つ者に対しても、上記1～3の事項に留意するよう管理職から周知すること。

5 教職員による児童生徒性暴力等の防止のための対策として、次の事項に留意すること。

- (1) 教職員による児童生徒性暴力等の防止のための研修を年度当初に実施すること。(別紙3)
- (2) 学校教育課子ども安全支援室から通知されている性暴力等の防止に向けたアンケート調査を確実に実施すること。
- (3) 児童生徒や保護者等に対して、1人1台端末の画面に相談窓口連絡先のタブが表示されていることを改めて周知すること。

6 「教職員の懲戒処分及び公表の指針」における「児童生徒性暴力等及びわいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）」中の「所定の手続きを経ず、又は私的な内容について、児童生徒とソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や電子メールによるやり取りを行った教職員」について、当分の間、「所定の手続きを経ず」を「所定の手段に依らず」と読み替えることとする。

【問い合わせ先】

学校企画課企画人事スタッフ TEL：0852-22-6308  
学校教育課子ども安全支援室 TEL：0852-22-5412  
教育連携推進課教育DX推進室 TEL：0852-22-6165

## 教職員個人による児童生徒への連絡等に係るアプリケーションの利用について

令和 7 年 9 月 3 日付島教企第 597 号通知により、放課後、週休日等の児童生徒への連絡等は、島根県教育委員会の認める下記アプリケーションの利用に限ることと定めました。  
については、利用に際して下記事項に留意するよう、所属の教職員に周知願います。

### 記

- 1 放課後、週休日等の児童生徒への連絡等は、Google クラスルーム又は Google チャット（公用のアカウントに限る）を利用する。なお、両アプリケーションの併用を可とする。  
(スクールメール、ホームページ、学校ポータルサイト等からの連絡は従来通り)
- 2 利用に際して次の事項に留意すること。
  - (1) 本アプリケーションを利用して教職員が連絡等を行うことについて、文書（別紙 2 を参照）により当該児童生徒の保護者に通知すること。
  - (2) 各クラスルーム又は各チャット内において、管理者に相当する教職員を複数名設定すること。
  - (3) 学習指導の場合を除き、個別連絡は行わないこと。
  - (4) 緊急の場合を除き、夜間早朝等の連絡は控えること。
  - (5) 児童生徒のスマートフォンの所持状況や通信環境等の状況を把握し、不利益が生じないよう留意するとともに、登録状況等を確認し、伝達事項の遗漏等が生じないよう配慮すること。
  - (6) Google クラスルーム又は Google チャット（公用のアカウントに限る）においては、すべての利用ログを記録していることから、利用記録を確認する必要が生じた場合は、管理職を通じて学校企画課に照会すること。

教師による児童生徒性暴力等の防止等に関する、教師の服務規律の確保の徹底をお願いします。

写

7 文科初第904号  
令和7年7月1日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長  
望 月 祼

### 児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）

教師が児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教師間のグループで共有し逮捕されたとの事案が報道されておりますが、こうしたことにより教師への信頼が損なわれるような状況が生じていることは極めて遺憾です。

教師による児童生徒性暴力等の事案が発生していることは言語道断であり、決してあってはなりません。

教師の立場を悪用して児童生徒性暴力等を行うことは、児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、教師が行う教育活動に対する児童生徒等や保護者からの信頼を著しく低下させ、安心した学校生活を脅かしかねません。児童生徒等の成長を真に願いながら日々真摯に子供たちに向き合っている大多数の教師や、ひいては学校教育全体の信用が毀損されることにもなり、断じて許されるものではありません。

文部科学省においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（以下「教員性暴力等防止法」という。）や同法に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定。令和5年7月13日改訂。以下「基本指針」という。）に定める事項の確実な実施を求めてきたところですが、各教育委員会におかれましては、児童生徒性暴力等の防止等に関する、教師の服務規律の確保を徹底するとともに、今一度、教員性暴力等防止法及び基本指針を確認し、教師による児童生徒性暴力等の防止のため研修を改めて実施するなど、必要な措置を講ずるようお願いいたします。特に、研修等に当たっては、教員性暴力等防止法第2条第3項各号に規定する行為は児童生徒性暴力等に当たり原則懲戒免職処分の対象となること、その際、児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないことを含め、今一度周知を徹底していただくようお願いいたします。

また、被害を未然に防止する観点からは、教師と児童生徒等が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要であり、執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築などの措置を講じるようお願いいたします。

さらに、今回の事案にも関することですが、盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくことが重要です。また、教師がSNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことはもとより、教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底していくことが必要です。

また、事案の早期発見・対応のため、教員性暴力等防止法及び基本指針を踏まえ、引き続き、児童生徒等や教師等に対する定期的なアンケート調査の実施や、被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる環境の整備などに取り組むようお願いいたします。教師による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、任命権者におかれでは、教員性暴力等防止法及び基本指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

また、各教育委員会等が設置する相談窓口等を改めて児童生徒や保護者に対してしっかりと周知を行い、相談があった場合には各教育委員会において、警察等の関係機関と迅速に連携することも含めて、適切に対応するよう、お願いいたします。

児童生徒等を教師による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、各関係者が一丸となって実効的な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（以下「こども性暴力防止法」という。）は、公布の日（令和6年6月26日）から2年6か月以内で施行することとされています。こども性暴力防止法の施行に向けて、こども家庭庁と連携しながら対応を整理しているところであり、御承知おきください。

なお、都道府県教育委員会におかれでは、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会にもこの内容について周知し、一層の取組を促していただくようお願いいたします。

この他、教師の服務規律の確保の徹底に向け、近日中に、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長の皆様にお集まりいただくオンライン会議を実施します。詳細は追ってお知らせしますが、御参加くださいますようお願いいたします。

#### 【参考URL】

《教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について》

概要：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の概要をはじめ、これまで発出された通知や動画、行政資料など各種情報をポータルサイトにてまとめています。

URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)

《教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針》

概要：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、文部科学大臣が策定したものです。

URL：[https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt\\_kyoikujinzai01-000011979\\_11.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_11.pdf)

〔担当〕文部科学省：03-5253-4111（代表）

初等中等教育局初等中等教育企画課（内線2588）